

○不良行為少年の補導実施要領の制定について

〔 令和 4 年 5 月 1 6 日 〕
〔 例規甲（少サ）第 2 1 号 〕

別添

不良行為少年の補導実施要領

第 1 不良行為少年の補導の目的

不良行為少年（少年警察活動規則（平成 1 4 年国家公安委員会規則第 2 0 号）第 2 条第 7 号に規定する少年をいう。以下同じ。）の補導は、そのまま放置すれば、非行又は健全育成上支障が生じるおそれがあると認められる少年について、必要な注意、助言等を行うことにより、少年の非行防止を図り、その健全な育成に資することを目的とする。

第 2 不良行為少年の補導に当たっての基本的な心構え

不良行為少年の補導に当たっては、少年の健全な育成を期する精神及び少年の特性に関する深い理解をもつとともに、関係機関・団体、少年警察ボランティアその他の関係者との協力を配意するものとする。

第 3 不良行為少年の発見時における措置

1 不良行為少年に対する注意又は助言

警察職員は、不良行為をしている少年を発見したときは、当該少年に対し不良行為の中止を促すなど必要な注意を行い、又は非行防止その他健全な育成上必要な助言を行うものとする。

2 不良行為少年の所持する物件の措置

1 の場合において、少年の非行防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、所有者その他権利者に返還させ、保護者（少年の親権者又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該物件を所持しないよう必要な注意又は助言を行うものとする。

なお、3（1）により、学校関係者（少年の在学する学校の教員をいう。以下同じ。）又は職場関係者（少年を雇用する雇用主又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）に対する連絡を行う場合は、当該物件を学校関係者又は職場関係者へ預けることもできるものとする。

3 保護者等に対する連絡

- (1) 1 の注意又は助言のみでは少年の非行防止その他少年の健全な育成上十分でない場合、氏名、住所等の確実な特定に努め、保護者に対し当該少年の不良行為の事実を連絡するとともに、必要な監護又は指導上の措置を促すも

のとする。この場合において、当該少年の在学する学校又は就労する職場における指導上の措置を促すことが特に必要であり、かつ、有効であると認められるときは、学校関係者又は職場関係者に対しても連絡するよう配慮するものとする。

- (2) 保護者等（保護者、学校関係者又は職場関係者をいう。以下同じ。）に対する連絡の要否は、警察本部長が指定する者が判断するものとし、当該連絡は、少年警察部門の警察職員、その他適切な警察職員が行うものとする。この場合において、連絡を行う者が少年の住居地又は学校若しくは職場の所在地を管轄する警察署の警察職員でない場合は、当該地区を管轄する警察署と連携を図るものとする。

4 不良行為の種別及び態様

不良行為の種別及び態様は、別記1のとおりとする。

第4 少年補導票の作成

警察職員は、不良行為少年（少年相談として処理するものを除く。）を発見した場合において、第3の3の連絡を行うことが必要であると認めるときは、山梨県少年警察の活動に関する訓令（平成14年山梨県警察本部訓令第17号）第58条に規定する少年補導票（第22号様式）を別記2の作成要領により作成し、所属長に速やかに報告するものとする。この場合において、生活安全部少年・女性安全対策課長（以下「少年・女性安全対策課長」という。）以外の警察本部の所属長が報告を受けたときは、当該所属長は、少年・女性安全対策課長に速やかに連絡するものとする。

第5 少年補導票の保管及び廃棄

1 少年補導票の保管

少年補導票は、当該少年補導票に記載された不良行為少年の住居地を管轄する警察署において保管するものとする。この場合において、少年補導票を保管すべき警察署が他の都道府県警察の警察署であるときは、当該少年補導票を、少年・女性安全対策課長を通じて、当該警察本部少年担当課長に送付するものとする。

2 少年補導票の廃棄

少年補導票は次の場合に廃棄するものとする。

ア 第3の3の連絡を行わなかったとき（連絡をする必要があると認められるが、連絡をすることができないときを除く。）。

イ 当該少年補導票に記載された不良行為少年が20歳以上の者になったとき。

ウ その他保管の必要がなくなったとき。

別記 1

不良行為の種別及び態様

以下の行為であって、犯罪の構成要件又はぐ犯要件（少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項第3号に規定されたぐ犯事由及びぐ犯性をいう。）に該当しないものの、そのまま放置すれば、非行その他健全な育成上の支障のおそれのあるもの

種 別	態 様
1 飲 酒	酒類を飲用し、又はその目的で酒類を所持する行為
2 喫 煙	喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為
3 薬物乱用	心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、又はその目的でこれらの物を所持する行為
4 粗暴行為	放置すれば暴行、脅迫、器物損壊等に発展するおそれのある粗暴な行為
5 刃物等所持	正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒、その他人の身体に危害を及ぼすおそれのあるものを所持する行為
6 金品不正要求	正当な理由がなく、他人に対し不本意な金品の交付、貸与等を要求する行為
7 金品持ち出し	保護者等の金品を無断で持ち出す行為
8 性的いたづら	性的ないたづらをし、その他性的な不安を生じさせる行為
9 暴走行為	自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為又はこのような行為をする者と行動をともにする行為
10 家 出	正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為
11 無断外泊	正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為
12 深夜はいかい	正当な理由がなく、深夜にはいかいし、又はたむろする行為
13 怠 学	正当な理由がなく、学校を休み、早退等をする行為
14 不健全性的行為	少年の健全な育成上支障のある性的行為
15 不良交友	犯罪性のある人その他少年の健全な育成上支障のある人と交際する行為
16 不健全娯楽	少年の健全な育成上支障のある娯楽に興じる行為
17 そ の 他	上記の行為以外の非行その他健全な育成上支障が生じるおそれのある行為

別記 2

第 1 少年補導票各欄の記載要領

1 「少年」欄

(1) 氏名

少年の氏名を記載し、フリガナを付する。この場合、「氏」と「名」の間を1文字分あけて記載する。

注 1 外国人氏名は、少年から聞き取った英語表記をラストネーム、ファーストネーム及びミドルネームの順でそれぞれの間を1文字分あけて記載し、フリガナを付与する。

2 1により記載することができない場合は、現地語の音によりカタカナで記載する。この場合、長音記号「ー」を用いることとし、ハイフン「-」は使用しない。

3 カタカナで記載する外国人で、漢字表記ができる場合には、カタカナの後に括弧書きで漢字で記載することができる。ただし、警察庁情報管理システムによる少年事件書類等作成業務により作成する場合には、印刷後に手書きで書き添える。

日本人の場合

[記載例 1] 少年の氏名が喫煙一郎の場合

少年の氏名	キツエン 仔叩 喫煙 一郎
-------	------------------

[記載例 2] 少年の氏名が飲酒エリカの場合

少年の氏名	インシュ エリカ 飲酒 エリカ
-------	--------------------

外国人の場合

(英語表記での記載)

[記載例 1] 少年の氏名が英語表記で、Robert (ファースト)・K (ミドル)・Jason (ラスト) (ロバート・ケイ・ジェイソン) の場合

少年の氏名	ジェイツン ロバート ケイ Jason Robert K
-------	---------------------------------

(カタカナでの記載)

[記載例 2] 外国人で英語表記及び漢字表記ができない場合

少年の氏名	シン ハイカイ
-------	---------

[記載例 3] 外国人で英語表記はできないが、漢字表記ができる場合

少年の氏名	シン ハイカイ (深 徘徊)
-------	----------------

(2) 住所

少年の住居地について、住所表示で記載する。ただし、丁目等は算用数字で記載する。また、マンション、アパート等の場合は、その名称及び室名まで記載する。

[記載例] 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号 霞ヶ関ハイツ110号室

(3) 電話

少年の電話番号を記載する。電話がない場合又は電話番号が不明の場合は空欄（警察庁情報管理システムによる少年事件書類等作成業務により作成する場合で電話がない場合又は電話番号が不明の場合は9999999999と記載する。）とする。

(4) 生年月日及び年齢

少年の生年月日を和暦で記載する。年齢は補導時の満年齢を記載する。

(5) 性別

該当するものの番号を○で囲む。

(6) 学校又は勤務先

在学する学校又は勤務先の名称をできる限り詳しく記載する。

(7) 学年・組

学年及び組を記載する。

(1) 電話

(3) の要領により記載する。

2 「学職別」欄

該当するものの番号を○で囲む。小学生、中学生、高校生及び大学生については、学校の公・私立別の該当部分を○で囲む。

3 「保護者」欄

(1) 氏名

当該少年を現に監護する者について、氏名を記載する。

(2) 住所

1 (2) の要領で記載する。ただし、「少年と同居」等省略した記載をしてもよい。

(3) 電話

1 (3) の要領により記載する。

(4) 年齢、職業及び続柄

少年から聴取した保護者の年齢、職業及び続柄を記載する。続柄は少年からみたものとする。

4 「行為種別」欄

該当するものの番号を○で囲む。複数の種別の行為がある場合は、主たる行為種別の番号を◎で囲み、従たる行為種別の番号を○で囲む（3種類まで）。

5 「行為場所」欄

該当するものの番号を○で囲む。

なお、次に掲げる行為場所の定義は、それぞれに定めるところによる。その他を選択した場合は、その名称等を記載する。

ア 「11 公営競技場」

競馬場、競輪場、競艇場及びオートレース場（専用場外及び場間場外の発売所を含む。）をいう。

イ 「16 コンビニエンスストア」

おおむね深夜又は夜間に営業することを常態とするセルフサービス式の比較的小規模の店舗で、食料品、雑貨類等の物品を販売するものをいう。

ウ 「23 風俗営業（接待飲食等営業所）」

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第2条第4項に規定する営業の営業所をいう。

エ 「24 性風俗特殊営業（店舗型性風俗特殊営業所）」

風営適正化法第2条第6項に規定する営業の営業所をいう。

オ 「25 性風俗特殊営業（その他）」

風営適正化法第2条第7項から第10項までに規定する性風俗関連特殊営業及び第11項に規定する接客業務受託営業の事務所、営業所等をいう。

カ 「26 カラオケボックス」

カラオケ設備を有する個室を設け、当該個室を客に利用させる営業所（他の営業（深夜飲食店、飲食店等）と兼業している場合及びゲームセンター又はボウリング場と併設されている場合を含む。）をいう。

6 「発見日時」欄

当該少年を発見した日時を記載する。

7 「発見場所」欄

発見場所の所在地を、次により記載する。

ア 発見場所の所在地を記載する場合は、住所表示で記載する。ただし、丁目等は算用数字で記載する。

イ マンション、アパート、ホテル、旅館、スーパーマーケット等の場合は、その名称（店舗名）まで、駐車場の場合は、その名称（〇〇パーキング、□□駐車場等）まで記載する。

ウ 道路上である場合は「丁目、番・番地、号先路上」と記載する。マンション等の目標物がある場合は「〇〇マンション前路上」等と記載する。

[記載例] 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 ジェイピーストアー前路上

8 「グループ関係」欄

(1) 補導人員

該当するものの番号を○で囲む。

(2) 同時補導少年氏名

当該少年と同時に補導した他の少年がある場合は、その氏名を記載する。

なお、同時に補導した少年が多数あり、「同時補導少年氏名」欄に記載しきれない場合は、その少年の氏名を「連絡上の参考事項」欄に記載する。

(3) グループ加入

ア グループ加入

該当するものの番号を○で囲む。

なお、非行集団及び不良行為グループの定義は、それぞれ次に定めるところによる。

a 非行集団

少年を主とする3人以上の継続的な集団であって、構成員の非行を容認し、及び助長し、かつ、非行により構成員間の連帯を強める性格のものをいう。

b 不良行為グループ

不良行為を繰り返している少年を主とするグループであって、非行集団に至らないものをいう。

イ グループ名

グループの名称を記載する。

なお、明確な名称を有しないグループについては、連絡上の参考事項欄に「いわゆるチーマー」、「遊び仲間」等と記載する。

9 「連絡上の参考事項」欄

補導時における当該少年の態度その他参考事項を記載する。

1 0 「作成年月日」欄

当該少年補導票を作成した作成年月日を記載する。

1 1 「作成者」欄

当該少年を発見した警察職員が作成者となる。作成者は、その係又は交番若しくは駐在所名、階級（警察官以外の警察職員にあつては、職名。以下同じ。）及び氏名を記載して押印する。

なお、氏名の末尾に警察電話番号を記載する。

1 2 「連絡」欄

(1) 連絡区分

保護者等に対する連絡について、作成者が必要と認めた連絡区分の該当項目の番号を○で囲む。

(2) ※審査

警察本部長が指定する者が、(1)の連絡区分による連絡の要否を審査し、その要否を決定した上、該当するものを○で囲む。

(3) 連絡要否判断者

連絡の要否を判断した者の氏名を記載する。

(4) ※連絡月日

連絡した月日を記載する。また、連絡する必要があるが連絡できなかった場合は、最終的に連絡を試みた月日を記載する。

(5) ※被連絡者

連絡の相手方となった者の氏名、続柄等を記載する。また、連絡する必要があるができなかった場合は「-」（ハイフン）を記載する。

(6) ※連絡状況

連絡した者が被連絡者の対応状況等について記載する。

(7) 連絡者

連絡した者の氏名を記載する。

1 3 「※索引番号」欄

少年カードの索引番号記載要領に準じて記載する。

1 4 「※作成番号」欄

作成年月毎に一連番号を記載する。

1 5 「※作成所属」欄

作成者の属する所属を記載する。

1 6 「※保管署」欄

当該少年の住居地を管轄する警察署を記載する。

1 7 「作成所属決裁」欄

作成者が属する所属の長の決裁を受ける。

なお、警察署においては、少年警察部門以外の警察職員が作成した場合は、当該部門の幹部の決裁を経ることについても配慮する。

第2 少年が所持していた物件の措置

不良行為少年の補導に当たって、少年の非行防止上所持させておくことが適当でないと思われる物件を当該少年が所持していることを発見し、当該物件を所持しないよう必要な注意又は助言を行ったときに、そのてん末を明らかにするために作成する。

(1) 「少年が返還し、又は預けた物件」欄

不良行為少年の補導に際し、保護者等に対する連絡を行い、保護者等が呼び出し等に応じた場合で、その場において当該少年が当該物件を所有者その他権利者に返還し、又は保護者等に預けたときに作成する。

(ア) 品名

少年が返還し、又は預けた物件の品名を少年補導票の作成者が記載する。

この場合において、余白には斜線を引き押印する。

(イ) 数量

「品名」欄に記載した物件の数量を少年補導票の作成者が記載する。この場合において、余白には斜線を引き押印する。

(ウ) 受領者

少年から物件の返還を受けた所有者その他権利者又は物件の預けを受けた保護者等が記入し押印する。

受領者から記入及び押印が得られなかった場合は、少年補導票の作成者がその旨を記載する。

(エ) 立会者

物件の返還又は預けに際し、立ち会った者が記入し押印する。この場合において、警察職員以外の立会者がいるときは、その者に記入及び押印を求める。

警察職員以外の立会者から記入及び押印が得られなかった場合は、少年補導票の作成者がその旨を記載する。

(2) 「少年が任意に廃棄した物件」欄

不良行為少年の補導に際し、その場において当該少年が当該物件を任意に廃棄したときに作成する。

(ア) 品名

(1) (ア) に同じ。

(イ) 数量

(1) (イ)に同じ。

(ウ) 立会者

物件の任意の廃棄に際し、立ち会った者が記入し押印する。この場合において、警察職員以外の立会者がいるときは、その者に左欄の記入及び押印を求める。

警察職員以外の立会者から記入及び押印が得られなかった場合は、少年補導票の作成者がその旨を記載する。

(3) 「上記以外の措置を講じた物件」欄

不良行為少年の補導に際し、(1)及び(2)以外の措置を講じたときに作成する。

(ア) 品名

(1) (ア)に同じ。

(イ) 数量

(1) (イ)に同じ。

(ウ) 措置の内容

(1)及び(2)以外の措置(当該少年に対し、当該物件を保護者等へ預けるよう助言するにとどめた場合等)をとった警察職員がその内容を記載する。

(エ) 措置者

措置の内容を記載した警察職員が記入し押印する。